

京都市中央卸売市場第二市場映像資料貸出要綱

制定 平成22年7月20日

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市中央卸売市場第二市場（以下「第二市場」という）が所有する映像資料の貸出事務について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象)

第2条 貸出しの対象は、政治、宗教又は営利目的で使用しない者とする。

(経費の負担)

第3条 貸出しは無料とする。

(申請)

第4条 貸出しを希望する者は、必要事項を記入した映像資料借用申請書（第1号様式）に、申請者の住所と氏名を確認できる身分証明書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書等の提出は、中央卸売市場第二市場に来場して直接提出する方法又は貸出しを希望する者の負担において郵送により提出する方法のいずれかとする。

(許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合、提出された書類を審査し、管理上支障がないと認めた場合は貸出しを許可するものとする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として14日間とする。ただし、貸出しを受けようとする者が延長を希望する場合において、市長は、支障がないと認めるときは、1回に限り2週間延長することができる。

(映像資料の引き渡し)

第7条 映像資料の引き渡しは、映像資料の貸出しを許可された者（以下「借受者」という。）に対し、第二市場に来場して映像資料を直接受け渡す方法又は借受者の負担において郵送により受け渡す方法によることとする。この場合において、映像資料の受取り時に、利用者控えを交付する。

(借受者の義務)

第8条 借受者は、貸出しの条件を厳守するとともに、借り受けた映像資料を責任を持って管理しなければならない。

2 借受者は、借り受けた映像資料を処分し、転貸し、又は申請書に記載された目的以外に使用してはならない。

3 借受者は、貸出期間内に遅滞なく借り受けた映像資料を返却しなければならない。

(映像資料の返却)

第9条 映像資料は、貸出期間内に、借受者が第二市場に来場して返却する方法又は借受者の負担により郵送で返送する方法により返却しなければならない。

(許可の取消し)

第10条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの

許可を取り消し、貸し出した映像資料の即時返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により、映像資料の貸出しの許可を受けたとき。
- (2) 貸出しの条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(損害賠償)

第 1 1 条 映像資料を汚損、破損、紛失した場合は、それによって生じた損害額を借受者は弁償しなければならない。

(映像資料貸付簿)

第 1 2 条 映像資料を貸し出したとき、市長は、借受者から提出された映像資料借用申請書及び身分証明書の写しを保存する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 8 月 1 日から施行する。

映像資料借用申請書

太線内を記入してください。

申請年月日	年 月 日
申請者氏名	
団体名(法人名等)	
住 所	(Tel)
使用目的	
借用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

注 利用者控えは切り取らずに御提出ください。また、申請者の住所、氏名を確認できるもの(運転免許証等)の写しも御提出ください。

管理事務所記入欄

受付番号		取扱者	
受付・貸出日	年 月 日	返却日	年 月 日

----- 切り取り線 -----

利 用 者 控 え

受付番号		貸出日	年 月 日	返却期限	年 月 日
------	--	-----	-------	------	-------

注 申請書に御記入いただいた個人情報及び身分証明証の写しは、映像資料(DVD媒体)貸出事務
手続以外の目的には使用致しません。

【御注意】

- 1 映像資料の複製、改ざん、転載、転売はできません。
- 2 借用申込書に記載された目的以外には使用できません。
- 3 映像資料を破損、汚染、紛失した場合は、修理又は作成、頒布に要した実費額を弁償していただきます。
- 4 貸出期間は、原則2週間を限度とします。2週間以上の貸出しを希望される場合は、事前に電話で御相談ください。1回に限り、連絡を受けた日から2週間貸出しを延長することができます。

【連絡先】

〒601-8361 京都市南区吉祥院石原東之口2番地
京都市中央卸売市場第二市場 業務課 Tel:075-681-5791
Fax:075-681-5793

受付時間 8時30分から17時15分まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日、その他(お盆、年末年始等)は除く。)